

第11回 定例総会議事録

1. 日 時	令和4年2月10日（木）午後1時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝末野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
なし	
5. 事務局	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第11回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝末野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第11回定例総会を開会いたします。 本定例総会については、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、長時間の会議にならないよう現地調査報告は議案書をご一読のうえ、確認いただきますようお願いいたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

	議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員に11番の脇委員さん、12番の筒井委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>まず、第1号議案 農地法第3条許可申請 1番についてです。</p> <p>先ほど申し上げましたように、現地調査報告はご一読ください。</p> <p>では、1番について事務局から審査基準を説明してください。</p>
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
5番得丸委員	隣接地と一体化利用しなければならない場合は、面積の制限はないのですか。
事務局	面積が小さく、単独で農地利用が難しいなどの場合は下限面積の制限はありません。今回の申請地も13㎡と狭く、隣接する所有農地と一体化利用しなければ利用が困難な農地のため、下限面積要件の適用除外となっています。
議長	他に、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2ページ 1番について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長	ただいまの説明につて、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ 3番について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4ページ 1番について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ2番は、14ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画のための審議 1番と関連がありますので、事務局から一括して審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ5ページ 3番について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	3番の説明の前に、38ページ 2番をご覧ください。双方合意による解約の通知が出ており、その農地を今回3条許可申請するという案件です。 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の6ページ 1番は関連する非農地決定の取消の審議を先に行います。25ページ 第6号議案 利用状況調査に係る非農地決定の取消 1番について、事務局から説明してください。
事務局	土地の表示、所有者等については議案のとおりです。平成20年度の利用状況調査により非農地決定をしていますが、所有者から申出があり、現地調査したところ保全管理されていました。そのため、非農地決定の取

	<p>消について審議をお願いするものです。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、25ページ 第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、非農地決定の取消とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定の取消とします。</p> <p>戻りまして、6ページ 1番について事務局から審査基準を説明してください。</p>
事務局	<p>(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番は、17ページの第3号議案 利用権設定 1番と関連がありますので、事務局から一括して審査基準を説明してください。</p>
事務局	<p>(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ、7ページ 農地用第4条許可申請 1番について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、8ページ 農地法第5条許可申請 1番について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ9ページ 1番について、事務局から審査基準を説明してください。

事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ10ページ 一時転用 1番について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。 次に、11ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番 基盤強化法での所有権移転について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ12ページ 1番 基盤強化法での所有権移転について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、13ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
2番阿部委員	ハウスが建っているので賃借料が高額なのだと思いますが、ハウスが建ってどのくらいになりますか。

事務局	ハウスがいつから建っているかは確認できていませんが、現在はレタスの水耕栽培用の設備がありますが、今後は水耕トマトの設備を導入することです。賃借料は、ハウスが建っていることで高額設定されているものと思われます。
議長	他に、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ14ページ 1番は第1号議案に関連して説明がありましたので、15ページ 1番について事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の2番は平山委員の案件となりますので、平山委員さんは一旦、退室をお願いします。
	(平山委員退室)
議長	では、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	<p>なければ、15ページ 2番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、15ページ 2番は承認することとします。</p> <p>では、平山委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(平山委員着席)</p>
議長	<p>次に、16ページ 3番について、事務局から審査基準を説明してください。</p>
事務局	<p>(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ4番について、事務局から審査基準を説明してください。</p>
事務局	<p>(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、17ページ 1番は第1号議案に関連して説明がありましたので、2番について、事務局から審査基準を説明してください。</p>

事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、採決した15ページの2番を除く、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 それでは次に、18ページ 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。 説明は事務局からお願いします。
事務局	18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。農地中間管理事業で公社を通じた3者契約で、それぞれ5年間又は10年間の使用貸借権での権利設定です。現地調査報告についてはご一読ください。 19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。同じく農地中間管理事業で公社を通じた3者契約で、5年間の賃借権での権利設定です。現地調査報告についてはご一読ください。 20ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。同じく農地中間管理事業で公社を通じた3者契約で、それぞれ使用貸借権、賃借権での権利設定です。現地調査報告についてはご一読く

	<p>ださい。</p> <p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。中間管理事業で公社を通じての3者契約で、賃借権の設定です。借受人は、新規の認定農業者です。同時に双方合意解約の通知も出ており、配分替えの案件となっています。現地調査報告についてはご一読ください。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>それでは次に、22ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局から審査基準を説明してください。</p>
委員一同	<p>(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ23ページ 1番について、事務局から審査基準を説明してください。</p>
事務局	<p>(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)</p>

議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ24ページ 1番について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。 次の25ページ 第6号議案は 第1号議案に関連して審議していますので、26ページ 第7号議案 空き家に付属した農地指定について、事務局から審査基準を説明してください。
事務局	(審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	<p>なければ、第7号議案について採決します。</p> <p>第7号議案について、指定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は空き家に付属した農地に指定します。</p> <p>次の27ページからは、第8号議案 報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>27ページです。農地法第3条の3届出で、相続により農地を取得した届出が合計で3件出ています。</p> <p>次は28ページから30ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地を所有者自身が転用したという届出が合計で7件出ています。</p> <p>続いて31ページから35ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用の届出が合計で33件出ています。</p> <p>次は36ページから38ページで、双方合意による賃借権の解約の通知が合計で6件出ています。</p> <p>最後は39ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書についてで、無線地基地局の工事に伴う転用計画の事業計画書が1件提出されています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>その他協議事項として「人・農地プランの変更及び策定等」について協</p>

	<p>議をお願いしたいと考えております。つきましては、農政課職員の説明としての入室と津守地区担当の阿部教保推進委員の同席をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>では、津守地区の「人・農地プラン」の地区担当である阿部推進委員の同席と、農政課職員の入室について皆さんよろしいでしょうか</p>
委員一同	<p>異議なし</p> <p>(阿部 教保 農地利用最適化推進委員、農政課職員入室)</p>
議長	<p>それでは、「人・農地プランの変更及び策定等」について説明をお願いします。</p>
農政課	<p>(資料に沿って説明)</p> <p>① 人・農地プランの概要</p> <p>② 人・農地プランの策定、変更、推進</p> <p>(1) 津守地区 実質化された人・農地プランの策定</p> <p>(2) 広域人・農地プラン中心経営体の変更</p> <p>(3) 実質化された人・農地プランの変更</p> <p>(4) 令和3年度 実質化された人・農地プランの策定</p> <p>(5) 令和4年度 実質化された人・農地プランの推進</p> <p>③ 中間関連事業（農地集積関係）について</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>
7番秋吉委員	<p>今後の進め方についてですが、野津原地区では人・農地プランが策定で</p>

	<p>きる地区の殆どで策定することができました。しかし、今後やっていくのに、野津原地区では中山間地域等直接支払制度を活用しており、令和4年度で策定することとされている10年先の集落戦略は、人・農地プランと関連するものですが、事業している人には、その認識があまりないようです。</p> <p>そのため、生産振興課とよく話し合っ、事業の代表者を集めて人・農地プランと集落戦略とを兼ねて策定するように進めていかないと、野津原地区では今後、人・農地プランを策定する地区が見込めません。中山間地域等直接支払制度との連携を図って人・農地プランの策定を進めていただきたいと思います。</p>
農政課	<p>中山間地域等直接支払制度は、地域は限定されますが、野津原地区や佐賀関地区の一尺屋などで取り組んでいただいております。現行の制度では集落戦略を人・農地プランとしてみなせるといわれています。当面はこの考え方が維持されると思いますので、野津原地区や佐賀関地区で集落戦略を策定される地区に関しては、集落戦略をもって人・農地プランが策定されたと取り扱っていきたくており、今後、機会を作っていきながら集落戦略に取り組まれる地区に説明していきたくて思います。</p>
6番齊木委員	<p>説明会には来ていただけるのですか。</p>
農政課	<p>必要に応じて、団体の規模に関わらず説明にどんどん行きたいと思っています。</p>
6番齊木委員	<p>吉野地区ですが、現在「吉野の里」という多面的機能支払交付金の対象団体が広域連携を組んでおり、その広域連携の中で人・農地プランを進めていきたいという話があがっています。役員の方だけでも集まってもらおうと思いますので説明に来ていただきたいのですが、いつでもいいでしょうか。</p>

農政課	いつでも大丈夫です。
6番齊木委員	わかりました。では、日程等が決まりましたら連絡しますのでよろしく お願いします。
農政課	ぜひ、よろしくお願いします。
議長	他に質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、「人・農地プランの変更及び策定等」については承認する ということよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
議長	では、「人・農地プランの変更及び策定等」について承認することとし ます。
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 その他で、何かありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、これで第11回定例総会を閉会します